

トライオート E T F 取引説明書
(店頭C F D取引契約締結前交付書面)

平成 28 年 8 月 1 日

お客様各位

インヴァスト証券株式会社（以下「当社」といいます）取扱いの「トライオートETF」（以下本取引といいます）は、当社とお客様とが相対で行う差金決済取引（以下、「店頭CFD」といいます）です。

本取引は、少額の資金で多額の取引を行うことができるレバレッジを用いた取引が可能のため、レバレッジを用いた取引を行う場合の本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなります。

本取引は、元本および利益が保証された取引ではなく、対象とする銘柄の価格変動や、金利等、外国為替の価格変動、原資産の運用状況または原資産の発行者による信用状況の悪化等により損失が生ずるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。

本説明書は、金融商品取引法（以下「法」といいます）第37条の3の規定により、金融商品取引契約を締結しようとするお客様に対し、あらかじめ交付するために作成されたものです。

本取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、本取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書および本説明書とともに交付される「店頭CFD取引 契約約款」（以下「契約約款」といいます）の内容を熟読し、本説明書のみでなく、本取引の仕組み、内容およびリスクを十分に把握し、ご理解いただいたうえで、自己の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断した上で、お客様ご自身の責任と判断で取引していただきますようお願いいたします。

- I 本取引の取引手数料については、手動売買およびロスカットによる強制決済執行時は無料。オートパイロット注文に係る売買については、所定の手数を徴収します。詳細につきましては、「2. (4)⑤手数料・コーポレートアクション等」をご参照ください。
- II 本取引は、対象とする銘柄の価格変動や、金利、外国為替の価格変動、原資産の運用状況または原資産の発行者による信用状況の悪化等により損失が生ずるおそれがあります。レバレッジを用いた取引を行う場合の本取引の額は、お客様が当社に預託すべき証拠金の額に比べて大きくなるため、その損失の額が、証拠金の額を上回るおそれがあります。
- III 本取引は、対象とする銘柄を売買する際の売買価格差（スプレッド）があり、経済指標の発表時や相場の急変時、流動性の低下時等は、スプレッドが広がることや、注文受付を中断するなどにより、意図した取引ができない可

能性があります。

- IV 原資産であるETFは、基準価格が対象となる指標に連動することを目指して運用されますが、運用上、基準価格と対象指標が乖離することがあります。なお、原資産の市場の急変時などには、対象指標による運用が困難になる場合もあります。
- V 本取引は、建玉の保有期間によって分配相当額の受け払いが発生しますが、原資産であるETFの運用状況によっては、分配相当額の受け払いが行われない場合があります。
- VI 本取引は、日本・米国のETFの中から、当社が選別し提供する銘柄のみ取引をすることが出来ますが、本取引は、店頭CFD取引のため、実際の取引所で行われる売買の取引価格とは相違して約定する場合があります。
- VII 本取引の取引システムまたは当社とお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、処理の遅延や、注文の発注、執行、確認および取消し等が行えない可能性があります。
- VIII 本取引は、お客様と当社との相対取引です。当社は、お客様との本取引に係る当社の建玉をカバーするために、下記の金融機関（以下「カバー先」といいます）で適宜、カバー取引を行います。

カバー先の商号	業務内容	監督当局
CIMB Securities(Singapore) Pte Ltd	証券業	シンガポール金融管理局

- IX お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額＋評価損益）は、株式会社三井住友銀行との顧客分別金信託および顧客区分管理信託に係る契約に基づく金銭信託口座（以下「信託口座」といいます）にて、当社の財産とは区分して管理します。
- X 本取引は、当社、カバー先またはお客様の資金の預託先の業務または財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。

XI 本取引は、法第 37 条の 6 に規定される書面による解除（クーリングオフ）はできません。

1. 本取引の概要

本取引は、事前取引金額の一部を証拠金として当社に預けることにより、実際の資金よりも大きな取引が可能となる取引です。取引方法は、買付けた E T F を転売し、もしくは、売付けた E T F を買戻して決済する差金決済方式です。差金決済方式は、パソコン・スマートフォンにて自動売買（お客様の設定を基に自動的に行う売買。以下「オートパイロット注文」といいます）および手動売買（お客様がご自身の裁量で行う売買）を行うことができます。

2. 本取引のルールおよび仕組みについて

(1) 取引口座の開設

お客様は、当社と本取引を行うに際し、契約約款第 1 条の規定にしたがって当社に取引口座（以下「本口座」といいます）を開設していただき、取引開始前に証拠金をご入金いただきます。本取引を行った結果発生するお客様の損益金、金利調整額、分配相当額、貸株料調整額および手数料等は、すべて本取引に係る本口座で処理されます。

(2) 取引時間

お客様が本取引をご利用いただける取引時間は下記の通りです。

銘柄	日本時間
国内 E T F	9 時 05 分～11 時 25 分 12 時 35 分～14 時 55 分
米国 E T F 通常時間	23 時 35 分～5 時 55 分
米国サマータイム期間 (3 月第二日曜～11 月第一日曜)	22 時 35 分～4 時 55 分

(3) 取引可能日

取引時間内でカバー先との相対取引が可能である場合、米国 E T F であれば国内の銀行等金融機関の休業日であっても、原則として本取引をご利用いただけます。ただし、対象国の祝日など、あらかじめ当社が指定した日を除きます。当社における営業日等の定義は、下記の通りです。

- ① 銀行営業日 国内の銀行等金融機関の営業日
- ② 営業日 本取引を行うことが可能な日

③約定日 お客様の売買注文が約定（成立）した日

(4) 取引の方法

①取引銘柄の種類

本取引の取扱銘柄については、当社ホームページの「ETF取扱銘柄リスト」をご確認ください。

②取引単位と取引サイズ

本取引の最小、最大発注数量および保有建玉の上限は、当社が決定します。詳しくは当社ホームページをご確認ください。また、流動性などを勘案し、当該数量を変更する場合がございます。

③証拠金

(a) 本取引では、あらかじめ取引に必要な証拠金（必要証拠金）をご入金いただきます。口座開設当初は、約定代金に対して約100%（レバレッジなし）の証拠金を差し入れていただきます。

(b) 本取引の証拠金は、日本円（現金）のみでのお取扱いとなっており、外貨および有価証券の証拠金への充当はできません。また、証拠金の預託方法は、当社指定の振込口座宛へのお振込みとなります。

(c) お客様のご出金につきましては、本口座内の出金可能額の範囲で承ります。出金可能額の計算方法は下記の通りです。なお、出金日は当社ホームページをご確認ください。

【出金可能額の計算方法】

「証拠金預託額－必要証拠金－発注証拠金－出金指示額の金額－分配金相当額」

※評価損が発生している場合は上記金額から評価損の金額が差し引かれます。

※未実現金利相当額がマイナスの場合は上記金額から未実現金利相当額が差し引かれます。

④レバレッジ変更

本取引では、お客様からの申告にてレバレッジあり（20%・100%）へ証拠金率の変更依頼を行うことができます。当社はレバレッジ変更依頼を行われたお客様に対して審査を行い、レバレッジあり（20%・100%）への承認を行います。なお、当社の審査の結果、レバレッジの変更が出来ない場合があります。

なお、レバレッジの変更をお受けできない理由につきましては、開示できませんので、予めご了承ください。また、レバレッジあり（20%・100%）に変更した場合は、レバレッジなし（100%）には戻れませんので、ご注意ください。

⑤手数料・コーポレートアクション等

(a) 取引手数料

取引手数料は、手動売買およびロスカットによる強制決済執行時は無料です。

(b) オートパイロット注文による取引手数料

オートパイロット注文が約定した場合、約定価格に発注代金の0.3%を取引手数料として加味し、取引価格といたします。外貨建ての銘柄については、当社指定のレートで円に換算いたします。また、オートパイロット注文を手動決済した場合も上記手数料が発生します。

※発注代金：成行注文の場合は、当社の受注時の価格×発注口数

指値または逆指値注文の場合は、指定価格×発注口数

(c) 金利調整額

建玉を保有した状態で取引終了時刻を迎えた場合、金利調整額が日々発生し、決済時と金利実現日（四半期3・6・9・12月の最終取引日）に、未実現金利相当額が証拠金預託額に振り替えられます。

計算方法は次のとおりです。

・一口あたりの受払額

「前営業日の終値※1×当社が定めた利率※2×付与日数/365※3」

上記の受払額に個々の建玉口数を乗じて、取引口座に反映します。金曜日の終了時点で保有している建玉については、3日分の金利調整額が発生します。

※1 T日から（T+1）日に建玉を持ち越す場合、金利調整額は（T-1）日以前の直近の営業日の終値で計算します。

※2. 利率については、当社ホームページをご覧ください。

※3. 国内E T Fは365日、海外E T Fは360日にて日数計算します。

(d) 分配相当額

分配相当額については、権利確定日を超えて買いポジションを保有している方は受取、売りポジションを保有している方は支払が発生いたします。支払の場合、分配金予想金額の発表日以降に、分配相当見込額を有効証拠金から確保します。その後、権利確定日以降に、当社の任意のタイミングにて分配相当見込額の確保を解除し、分配相当額を証拠金預託額から差し引きます。

(e) 貸株料調整額

1日の取引終了時点で新規売りポジションを保有している場合、貸株調整額が発生し、決済時と金利実現日（四半期3・6・9・12月の最終取引日）に、累計貸株調整金が証拠金預託額に振り替えられます。

・一口あたりの調整額

「前営業日の終値※1×銘柄ごとの利率※2×付与日数/365※3」

上記の調整額に個々の建玉口数を乗じて、取引口座に反映します。金曜日の終了時点で保有している建玉については、3日分の貸株料調整額が発生します。

※1. T日から（T+1）日に建玉を持ち越す場合、貸株料調整額は（T-1）日以前の直近の営業日の終値で計算します。

※2. 銘柄ごとに利率は異なります。詳細は当社ホームページをご覧ください。

※3. 国内E T Fは365日、海外E T Fは360日にて日数計算します。

(f) 株式分割

建玉を保有した状態で権利付最終日の取引終了時刻を超えた場合、発注中の注文はすべて取消され、分割比率に応じた建玉が付与されます。

(g) 株式併合

建玉を保有した状態で権利付最終日の取引終了時刻を超えた場合、発注中の注文はすべて取消され、併合比率に応じて建玉が減少します。

※分割、併合により、端数のポジションが発生した場合、権利付最終日の終値にて算出した処理価格にて決済し、証拠金へ充当いたします。

(h) 上場廃止による繰上償還

各銘柄の原市場にて規定されているE T Fの上場廃止基準に抵触した場合、または運用会社の諸事情により上場廃止となる場合があります。その際、廃止日まで決済されなかったポジションは繰上償還が行なわれ、すべてのポジションが償還日に決済されます。

⑥取引の方法

本取引は、当社が指定する国内、国外のE T Fを店頭CFDとしてお取引いただきます。保有建玉は、反対売買による差金決済によって決済していただきます。

差金決済によるお客様と当社間の金銭の授受は、下記計算式により算出された金銭が、本口座内で処理されます。

「(売り価格－買い価格) × 取引数量」

※外貨で発生した損益・売買手数料・分配相当額は、当社の円転価格にて、発生の都度、自動的に円転いたします。

※外貨で発生した金利調整額・貸株料調整額は、当社の円転価格にて、発生の都度、自動的に円転され、決済日および金利実現日の前営業日（四半期 3・6・9・12月の最終取引日の前営業日）まで円貨にて累積されます。

(a) 注文の指示

本取引を注文される際には、当社の注文受付時間中に当社が指定するインターネット取引画面から下記の事項を指示して行ってください。

①E T Fの銘柄 ②売り・買いの別 ③新規・決済の別 ④数量 ⑤注文の種類 ⑥成行・指値等の指定価格

※オートパイロット注文については、上記必要事項をお客様の設定をもとにシステムが自動的に指示するものとします。設定について詳しくは「トライオートE T F操作マニュアル」をご参照ください。

(b) 取引の成立

お客様の本取引に係る注文が成立した場合、取引ツールで確認することができます。

ます。また、当社は、成立した取引の内容を記載した取引報告書をお客様に交付します。

(5) 注文の種類・方法

①成行注文

価格を指定せずに数量と売買のみを指定し、即時に取引を成立させる注文です。取引システムがお客様の注文の約定処理を行う時点の価格で約定します。また、価格の変動が大きい時には、発注時の表示価格と乖離した価格で注文が約定する場合があります。（この価格差はお客様にとって有利な場合もあり、不利な場合もあります）。

②指値注文

売買注文を発注するときに「いくら以下なら買いたい、いくら以上なら売りたい」というように価格を指定する注文です。お客様の指定価格で約定しますが、取引開始時は、お客様の条件を満たした最初の価格が約定価格となります。（この場合、お客様の指定価格よりも有利な価格で約定する場合があります。）お客様の指定価格がすでに約定すべき条件を満たしている場合、受注することはできません。ただし、発注時の指定価格と当社価格が同価格の場合、当社が受注した時点の次の配信価格から約定判定を開始します。

③逆指値注文

売買注文を発注するときに、指値注文とは逆に「いくら以上なら買いたい、いくら以下なら売りたい」というように価格を指定する注文です。買逆指値注文は指定価格以上で、売逆指値注文は指定価格以下になると成行注文を発注いたします。そのため、お客様の指定価格と大きく乖離した価格で注文が約定する場合があります。（この場合、お客様の指定価格よりも有利な場合もあり、不利な場合もあります。）お客様の指定価格がすでに約定すべき条件を満たしている場合、発注することはできません。ただし、発注時の指定価格と当社価格が同価格の場合、当社が受注した時点の次の配信価格から約定判定を開始します。

④OCO注文（オーシーオー注文）One cancels the other

新規買い指値注文と新規買い逆指値注文、または決済売り指値注文と決済売り逆指値注文などのように、2種類の指値（もしくは逆指値）注文を同時に出しておき、いずれか一方が成立したら自動的にもう一方がキャンセルとなる注文方法です。

⑤発注・建玉制限

1回あたりの発注上限金額および総建玉の上限金額は、銘柄ごとに異なります。詳しくは当社ホームページをご確認ください。

⑥注文の有効期限

注文の有効期限は、無期限です。

(6) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様からご請求いただいた場合は取引

成立の都度、お客様からのご請求がない場合は四半期ごと（以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在残高を記載した報告書を作成し、お客様に交付します。

(7) ロスカットルール

当社は、本口座内の有効比率を一定間隔で確認し、次の要領でお客様の登録されたメールアドレスへプレアラートメール・アラートメールを送信し、ロスカットを実施します。

レバレッジ	プレアラート・アラートメール	ロスカット
レバレッジ 1 倍	有効比率が 60%以下でプレアラート、40%以下でアラートを、登録されているメールアドレスへ送信します。	20%以下になった時点でロスカット注文が発注されます。
レバレッジ 5 倍	有効比率が 150%以下でプレアラート、120%以下でアラートを、登録されているメールアドレスへ送信します。	100%以下になった時点でロスカット注文が発注されます。

有効比率の確認間隔は下記の通りとなります。

(a) 200%超：約 5 分

(b) 200%以下：約 1 分

急激な相場変動や流動性の低下等で、ロスカットが実行されるまでに時間がかかり、ロスカットラインから乖離してロスカットされる場合があります。その結果、証拠金を上回る損失が生ずる可能性があります。

※全ての反対売買が完了するまで新規注文の発注はできませんので、ご注意ください。

※ロスカット発生時に、取引時間外の銘柄を保有している場合、当該銘柄につきましても、取引開始後に再度、有効比率を確認し、当社のロスカット比率を上回っている場合は、ロスカットの執行はいたしません。

(8) 本口座の解約

本口座は、原則としてお客様より解約のお申出をいただくことで解約することができます。詳細につきましては、契約約款第 25 条をご参照ください。

(9) 公租公課

当社は、お客様の本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様のご住所、お名前、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

①個人のお客様

本取引に係る利益は、雑所得として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税 5%となります。また、その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、損益を通算して損失となる場合は、一定の要件の下で、翌年以降 3 年間、繰越すことができます。

※復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

②法人のお客様

各法人の事業年度に応じて損益を計算します。法人本来の事業活動における損益と本取引による損益を合算して課税所得を計算します。法人税法では事業年度末日における未実現損益も課税所得計算に算入する必要があります。事業年度末日に本取引による決済があったものとして損益計算を行い、課税所得の計算をします。課税所得にマイナスが生じた場合。青色申告の届出を提出していれば、損失を 7 年間繰越すことができます。

3. 「トライオート ETF」に関する重要事項

- (1) オートパイロット注文を手動で決済する場合の注文は成行注文のみ可能です。
- (2) 次の場合、注文がエラーとなり発注および約定しない可能性があります。注文がエラーとなると自動で再発注されません。再発注を行う場合、お客様自身で行っていただく必要がございます。なお、オートパイロット注文にて建玉を保有している場合に決済注文がエラーになると、オートパイロット注文の設定によっては、再発注が出来ない場合がございます。その場合は、お客様自身で成行決済を行っていただく必要がございます。

①カバー先を含むシステム間の回線が切断した場合。

②指値および逆指値注文の発注時、指定価格がすでに約定すべき条件を満たしている場合。ただし、発注時の指定価格と当社価格が同価格の場合、当社は受注し、次の配信価格から約定判定を開始します。

③原市場および価格配信元からの価格配信が停止した場合。

なお、上記は注文がエラーとなる典型的なケースであり、上記以外でも注文がエラーとなる場合があります。

- (3) オートパイロット注文の稼働を停止した際に、建玉を保有している場合は、発注済みの決済注文はそのまま有効ですが、手動で決済することも可能です。
- (4) オートパイロット注文は、建玉数量の一部（100 万円の建玉のうち 50 万円など）を決済することはできません。

- (5) 複数の注文を行う場合、利益が大きくなる可能性がある反面、損失が拡大する可能性がございます。
- (6) 取引画面の HOME 画面に表示されている損益およびオートパイロットカードの損益には金利調整額・貸株料調整額・分配相当額は加味されておりません。
- (7) オートパイロット注文で発注された注文の変更・取消しには、売買方針等によって制限がございます。オートパイロット注文の仕組みや操作方法については、必ず当社ホームページおよびトライオートETF操作マニュアルをご覧ください。
- (8) 取引開始または終了直前の注文取消しや発注は、全部または一部の注文の取消し・約定が行われない場合があります。また、取引所の制限等によっては全部または一部の注文が失効となる場合があります。失効となった注文は自動で再発注されませんので、ご注意ください。
- (9) コーポレートアクションによって、お客様が意図しない保有銘柄の数量の増減が発生する場合があります。
- (10) 売り注文の際、各取引所の取引規制やカバー先金融機関の原資産による保有ポジションの状況により、新規売り注文や決済売り注文が、失効または発注出来ない場合があります。

4. 禁止行為

金融商品取引業者は、店頭 CFD 取引に係る金融商品取引契約に関する下記の行為を行うことについて、法で禁止されています。

- (1) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為。
- (2) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為。
- (3) 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。ただし、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」といいます）で定める継続的取引関係にあるお客様に対する受託契約等の締結の勧誘は除きます。
- (4) 金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為。
- (5) 金融商品取引契約の締結の勧誘を受けたお客様が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引続き受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。
- (6) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為。
- (7) 店頭 CFD 取引についてお客様に損失が生ずることとなり、またはあらかじめ定めた

利益が生じないこととなった場合には、自己または第三者がその全部または一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込ませ、もしくは約束させる行為。

- (8) 自己または第三者が店頭 CFD 取引について生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じたお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申込み、もしくは約束し、または第三者に申込ませ、もしくは約束させる行為。
- (9) 店頭 CFD 取引について生じたお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはこれらについて生じたお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為。
- (10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明を行わないこと。
- (11) 金融商品取引契約の締結またはその勧誘に関して、虚偽の表示をし、または重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- (12) 金融商品取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます）。
- (13) 金融商品取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為。
- (14) 金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為。
- (15) 金融商品取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為。
- (16) 金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為。
- (17) あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭 CFD 取引をする行為。
- (18) 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭 CFD 取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭 CFD 取引をする行為。
- (19) 店頭 CFD 取引もしくはその受託等につき、お客様から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、銘柄、数および価格に相当する事項のうち同意が得られないもの

については、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結するものを除きます）。

- (20)店頭 CFD 取引の受託等につき、お客様に対し、当該お客様が行う当該店頭 CFD 取引の売付けまたは買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること。
- (21)店頭 CFD 取引につき、お客様が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます）が、想定元本の 20%に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。
- (22)店頭 CFD 取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます）が、想定元本の 20%に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること。
- (23)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること。
- (24)お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含みます）。
- (25)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること。

5. 本取引のリスクについて

本取引は、店頭 CFD 取引であり、元本および利益が保証された取引ではありません。また、対象とする銘柄の価格変動や、金利等、外国為替の価格変動、各取引所の情勢、原資産の運用状況または原資産の発行者による信用状況の悪化等により損失が生ずるおそれがあり、かつ、その損失の額が、お客様からお預かりした証拠金の額を上回るおそれがあります。このように、本取引は、多額の利益を得ることができる一方で多額の損失を被る可能性のあるハイリスク・ハイリターンの取引です。取引を開始され

るにあたっては、本取引の仕組みやリスクを十分ご理解いただき、お客様の資力、取引目的および取引経験などを十分考慮のうえ、お客様自身の責任と判断で取引していただきますようお願いいたします。

(1) 信用リスク

本取引は、お客様と当社との相対取引です。当社はおお客様の取引の相手方となりますが、当社の信用状況の悪化や法その他の関係法令の変更などによって、取引の相手方としての義務を果たせなくなる可能性があります。

(2) 価格変動リスク

本取引は、国内・海外ETFの価格を対象とする商品であり、対象となる原資産の価格変動もしくは外国為替の価格の変動または経済指標、政治情勢等さまざまな要因により、価格が変動しますので、お客様が損失を被る可能性があります。さらに、その損失はお客様が当社に預託された証拠金の額を上回る可能性もあります。

(3) 金利・貸株料および権利落ち等、コーポレートアクションによるリスク

本取引は、取引終了時刻を超えて保有した買建玉に対して金利調整額によるお客様の支払いが発生し、売建玉には、貸株料調整額によるお客様の支払いが発生します。金利調整額および貸株料調整額は、決済日と各四半期の最終取引日に徴収します。金利の変動および貸株の需給状況によっては、意図しないコストが発生する可能性があります。また、原資産の理論的な権利落ちを価格に反映させた結果、損失が発生する可能性があります。また、その他のコーポレートアクションにより意図しない建玉の増減やコスト等が発生する可能性があります。

(4) 流動性リスク

本取引では、経済情勢やマーケット状況により、対象銘柄の流動性が極端に低くなった場合、お客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となる可能性があります。また、天変地異、戦争、政変、市場の管理政策の変更および同盟罷業により、取引が困難または不可能となる可能性もあります。

(5) 電子取引システムリスク

本取引は、電子取引システムを利用して行います。そのため、通信機器の故障、通信回線の障害または電子取引システムの故障などにより、お客様が望む取引を提供できなくなる可能性があります。

(6) 個人情報に係るリスク

お客様のID番号などの個人情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

(7) カバー取引リスク

本取引では、お客様からのご注文は、カバー先金融機関にてカバー取引が行われています。そのため、カバー先金融機関の信用状況により損失を被るリスクや、何らかの事情によりカバー先にカバー取引ができない状況になった場合、当社は通常通

りのお取引をご提供できなくなる場合があります、お客様はお取引が困難になるリスクがあります。

上記に示されたリスクは本取引の典型的なリスクであり、これらがすべてのリスクとは限りません。取引をご検討いただく際には、本説明書だけではなく、契約約款を熟読していただき、本取引の仕組みやリスクについて十分にご理解のうえ、ご自身の責任と判断で取引していただきますようお願い申し上げます。

6. 本取引に関する用語解説

(1) 相対取引

取引所などを介さず、売り手と買い手が 1 対 1 で直接取引することです。取引方法や取引価格は、当事者同士の交渉によって決まります。

(2) 買値

お客様が買うことができる値段です。

(3) 金融商品取引業者

金融商品取引業の登録を受けた法人で、お客様から金融商品取引の注文の受託等を行います。

(4) 金融商品取引契約

金融商品取引業者がお客様を相手方とし、またはお客様のために法第 2 条第 8 項に定める行為を行うことを内容とする契約をいい、店頭 CFD 取引に係る契約もこれに含まれます。

(5) 金融商品取引法

投資者の保護等を目的として、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定めること等により、金融商品等の取引等を公正にし、金融商品等の公正な価格形成等を図るために定められた法律です。

(6) 原資産

デリバティブ取引の対象となる資産のことです。

(7) 差金決済

決済時に原資産の受渡しをせず、算出された利益または損失に応じた金額（差金）を授受する決済方法のことです。

(8) 金利調整額

取引終了時刻を超えて建玉を保有している場合、金利調整額の受け払いが発生します。

(9) 分配相当額

本取引において、原資産の分配金が行われた場合は、分配相当額の受け払いが発生します。

(10) 貸株料調整額

本取引において、売建玉を保有している場合、貸株料調整額の支払いが発生します。

(11) 証拠金

損失が生じた場合にも決済の履行が確保されるように、取引前に差入れる担保のことです。

(12) 建玉

売買の新規取引を行った後、決済を行っていない保有銘柄のことです。買っている状況を買建玉、売っている状況を売建玉といいます。ポジションともいいます。

(13) 売値

お客様が売ることができる値段です。

(14) 約定（やくじょう）

取引が成立することです。（約定日＝成立した日・約定値段＝成立した値段）

(15) 両建て取引

同一銘柄の売り買い双方の建玉を同時に保有することです。

(16) レバレッジ

少ない資金で大きな金額が取引できることをレバレッジ効果と呼んでいます。店頭CFD取引では、例えば100万円の約定代金に対して20万円の証拠金で建玉を保有した場合、レバレッジは5倍となります。

(17) ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、それ以上損失が拡大しないようにするため、お客様の建玉を強制的に決済することです。ただし、急激な相場変動時には、損失が証拠金預託額を上回るおそれがあります。

(18) スリッページ

お客様の注文時に表示されている価格またはお客様が注文時に指定した価格と約定価格とが異なる事象・価格差のことです。

(19) コーポレートアクション

本来は「企業活動」であるが、その中でも有価証券の価値(株数、価格など)に影響を与える企業の財務上の意思決定を指して言う。無償割当、株式分割、減資・併合、株式移転・交換、合併、第三者割当増資等が該当する。

6. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決

(1) 当社の概要

- ①商号：インヴァスト証券株式会社
- ②住所：東京都港区西新橋1丁目6番21号
- ③登録番号：関東財務局長（金商）第26号
- ④設立年月日：昭和35年8月10日

⑤資本金：59億65百万円

⑥代表者氏名：代表取締役社長 川路 猛

⑦業務の種類：第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言業

⑧沿革：

昭和35年08月	丸起証券株式会社設立
昭和35年09月	証券取引法に基づく証券業者としての登録
昭和61年07月	大阪証券取引所の正会員資格取得
平成08年03月	丸起証券株式会社から「こうべ証券株式会社」へ商号変更
平成10年05月	東京証券取引所の正会員資格取得
平成15年12月	名古屋証券取引所 IPO 取引資格取得
平成16年12月	ジャスダック証券取引所取引資格取得
平成17年06月	こうべ証券株式会社から「KOBE証券株式会社」へ商号変更
平成18年01月	名古屋証券取引所総合取引参加者資格取得
平成18年03月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス市場」スタンダード基準上場
平成19年04月	KOBE証券株式会社から「インヴァスト証券株式会社」へ商号変更 本店所在地を大阪府大阪市から東京都港区に変更
平成19年09月	金融先物取引法に基づく金融先物取引業の登録 金融商品取引法に基づく金融商品取引業者としての登録
平成19年10月	三貴商事株式会社が運営するオンライン事業の一部を吸収分割により承継 オンライン事業の開始
平成21年08月	対面証券事業をばんせい山丸証券株式会社に会社分割により譲渡
平成22年03月	商品先物取引事業をドットコモディティ株式会社に会社分割により譲渡
平成22年10月	大阪証券取引所「ヘラクレス市場」と JASDAQ との市場統合により、「JASDAQ 市場」へ上場変更
平成24年11月	スター為替証券株式会社の店頭為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
平成24年12月	スター為替証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業、取引所株価指数証拠金取引事業を吸収分割により承継 三田証券株式会社の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
平成25年07月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合により、東京証券取引所「JASDAQ（スタンダード）」へ上場変更
平成25年08月	投資助言・代理業の登録

平成 26 年 03 月	株式会社サイバーエージェント FX (現:ワイジェイ FX 株式会社) の取引所為替証拠金取引事業を吸収分割により承継
--------------	---

⑨主要株主:川路 耕一

⑩加入協会:一般社団法人金融先物取引業協会、日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

(2) 当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

①店頭外国為替証拠金取引

当社とお客様とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引「トライオートFX」および「FX24」「シストレ24」について、オンライン取引を提供させていただいております。なお、「シストレ24」については、投資助言業に該当します。

②店頭CFD取引

当社とお客様とが相対で行う店頭CFD取引「トライオートETF」について、オンライン取引を提供させていただいております。

③取引所為替証拠金取引

東京金融取引所で行われる取引所為替証拠金取引「くりっく365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

④取引所株価指数証拠金取引

東京金融取引所で行われる取引所株価指数証拠金取引「くりっく株365」について、オンライン取引を提供させていただいております。

(3) お問い合わせ・苦情受付窓口

当社は、お客様からのお問合せ・苦情を次の窓口で受付けております。

サポートセンター

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番21号

TEL 0120-729-365

受付時間:土日、元日を除く8時～21時

(4) 苦情処理および紛争解決

苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

TEL 0120-64-5005

URL <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所:〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

以上

平成 28 年 8 月 1 日